

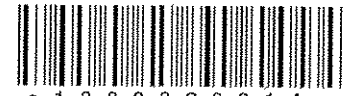


T1A3
10
Ki44ko

明治三十三年十二月十日
高等小學校國語教科用書
文部省檢定

高等
國語讀本
卷六

圖書 和圖書 遡



a 1 3 8 0 3 2 8 0 1 4 a

福岡教育大學藏書

目次

第一課	國民の第一の心得	一
第二課	楠正成の勤王	三
第三課	佐藤嗣信	五
第四課	八島	七
第五課	直實敦盛を撃つ	八
第六課	須磨	十二
第七課	旅行の樂み	十五
第八課	世界一周	十六

第九課	續キ	二十
-----	----	----

第十課	歸朝を報ずる文 同返	二十四
-----	------------	-----

事		二十四
---	--	-----

第十一課	蒸氣機關	二十五
------	------	-----

第十二課	じえーむすわつと	二十七
------	----------	-----

第十三課	生絲	三十二
------	----	-----

第十四課	絲取車	三十四
------	-----	-----

第十五課	卧雲辰致の紡綿器	三十六
------	----------	-----

第十六課	伊能忠敬	三十九
------	------	-----

第十七課 益世

四十二

第十八課 郵便電信

四十三

第十九課 郵便税一價法ノ發明

四十五

第二十課 文武ノ官制

四十七

第二十一課 文武ノ學制

四十九

第二十二課 租税

五十二

第二十三課 地方自治

五十五

高等國語讀本卷六

第一課 國民の第一の心得

西村茂樹

我が日本國民第一の心得は、皇室を尊ぶと、本國を愛すとの二つなり。世界の各國、多くは帝王の政治に従ふと雖も、又共和政體を立てて、大統領をして其の國を治めしむるものもあり。共和政治の國の事は姑く置き、帝王の政治

尊戴

に従へる國は、其の國民、何れも其の帝王を尊戴せざるはなし、即ち其の王室を尊はざるはなし。然れども世界の帝王國は支那を始め、大抵革命の國にして、時々其の王室に變換あり、故に其の王室は國と共に終始すること能はずして、若し闇弱不徳の君出づる時は、或は賢者に其の國を譲らざるべからざることあり。或は英傑の人出でて、其の王室を滅し、己之に代ることあり。是を以て其の王室を尊戴する

革命

闇弱

英傑

純然

心も自ら純然ならざるものあり。唯我が邦は、天祖天孫より、一系の皇統、連綿として、千萬世に至るも、變換あることなし。現今の日本の國民は、皇室と三千年來の君臣にして、其の名分の正しきこと、恩義の深きこと、世界に其の比類を見ず、故に日本國民が皇室を尊戴すべきことは、決して他國の例を以て之を論ずべきに非ざるなり。本國とは、己が出生し住居する國にして、英吉利人なれば、英吉利

を本國とし、支那人なれば、支那を本國とす其の本國を愛すと云ふは、元人類の天性に出でたるものにて、何人にてても、自己の出生し、自己の住居せる國を大切と思はざるものなし。此の自國を大切なりと思ふ心は、即ち國家の存立に必要な原素にして、若し國民に此の心なき時は、何れの國も成立すること能はざるなり。故に西洋諸國にてても、愛國心を養ふを以て、國民の第一の務とせり。然るに世界の各

原素

國は、多くは革命の國か共和政治の國かなるを以て、尊王と愛國と、合して一體となること能はず。或は愛國者にして、其の王を弑するものあり。或は尊王家にして、國の不利を爲すものあり。

弑

我が日本帝國は、往昔より、皇室と國家と、合して一體となり、皇室を離れて、別に國家と云ふものなし。故に皇室を尊ぶものは、即ち本國を愛するものにして、本國を愛するものは、即ち

皇室を尊ぶものなり。されば我が國民の宜しく守るべき道は、西洋諸國の如く、王室と國家との兩岐に分かるゝ患なく、單一純全、尊王と愛國とを合はせて、一團と爲して、之を守れば可なることなり。此の一事は、實に我が國民が、世界に對して、誇るに足るべきものなり。(國民訓)

第二課 楠正成ノ勤王

後醍醐天皇、笠置へ臨幸アリテ、本堂ヲ皇居ト

煩

ナサル。サレド未ダ名アル武士一人モ參ラザレバ、主上思ヒ煩ハセ給ヒテ、少シ御マドロミアリケル御夢ニ、紫宸殿ノ前ニ、大イナル常磐木茂リテ、南ヘサシタル枝、殊ニ榮エタリシガ、其ノ下ニ童子二人御座ヲ設ケ、御前ニ跪キ、今天下ノ間ニ、御身ヲ隱サルベキ所ナシ、但シアノ木ノ陰ニ、座席アリ、暫ク彼處ニマシマセト申スト、御覽シテ、御夢ハ覺メタリ。主上、文字ニ付キテ御考ヘアルニ、木ニ南ト書キタルハ楠

跪

勅使原藤房ヲ勅使トシテ、楠カ館ニ就キテ召サレ
 ケレバ、正成弓矢取ル身ノ面目、何事カ之ニ過
 ギント、先ヅ忍ビテ笠置ヘソ參リケル
 答ヘ申シケル。主上サテハ是ナリト思召シ、藤
 成トテ、弓矢取ツテ、名ヲ得タルモノアリトゾ
 此ノ邊ニ楠ト云ヘル武士ヤアルト尋ネ給ヒ
 ケレバ、河内ノ國金剛山ノ西ニ楠多門兵衛正
 成トテ、弓矢取ツテ、名ヲ得タルモノアリトゾ
 答ヘ申シケル。主上サテハ是ナリト思召シ、藤
 成トテ、弓矢取ツテ、名ヲ得タルモノアリトゾ
 此ノ邊ニ楠ト云ヘル武士ヤアルト尋ネ給ヒ
 ケレバ、河内ノ國金剛山ノ西ニ楠多門兵衛正
 成トテ、弓矢取ツテ、名ヲ得タルモノアリトゾ



主上藤房ヲ以テ勝ヲ一
 時ニ決スベキヲダテテ
 尋ネサセ給ヒケレバ、正
 成畏ツテ申シケルハ、東
 夷近日ノ大逆、天誅ヲ致
 サル、ニ何ノ仔細カア
 ラシ、但シ天下ヲ平グル
 ハ、武略ト智謀トノ二ツ
 ニ在リ、若シ勢ヲ合ハセ

テ戰ハバ六十餘州ノ兵ヲ集メテ武藏相模ノ
兩國ニ對ストモ勝ツコトヲ得難シ、若シ謀ヲ
以テ争ハバ東夷ノ武力、敗キ易クシテ怖ルハ
ニ足ラス。合戰ノ習ヒナレバ一旦ノ勝負ヲハ
必スシモ御覽ゼラルベカラス。正成一一人未ダ
聖運生キテアリト聞シメサバ、聖運遂ニ開クル時
アリト思シメサルベシ。ト御答ヲ申シテ河内
ニ歸リニケリ。

第三課 佐藤嗣信

鎧
能登殿舟軍ハヨトアルモノゾトテ直垂ヲバ
著給ハズ。小袖ノ上ニ鎧著テ、大刀ヲ横タヘ、ニ
十四差シタル鷹ノ羽ノ矢ヲ負ヒ、重藤ノ弓ノ
真中取テ、源氏ノ大將ヲ射落サントゾ窺ハレ
ケル。

精兵
能登殿ハ世ニ聞エタル大カ、強弓ノ精兵、矢繼
キ早ノ手利キニテオハシケレバ、源氏ノ兵下
モ、判官殿ヲ其ノ矢先ニ懸ケ奉ラジト、矢表ニ
馳セ塞ガル、能登殿ハ大將ノ前ナル雜人共見

究竟



苦シヤ、ソコ除キ候へ。トテ、差シ詰メ引キ詰メ、人サシゴトニ射給へバ、究竟ノ武者十騎バカリ射落サル。中ニモ判官ノ身ニモ代ヘテ思ハレケル奥州ノ佐藤三郎兵衛嗣信ハ、黒皮オドシノ鎧ヲ着、葦

昇

毛ナル馬ニ乘リテ、判官ノ御前ニムズト塞ガ
ル所ヲ、弓手ノ肩ヨリ馬手ノ脇ヘ、ツト射貫カ
レテ、暫シモタマラズ、馬ヨリ倒サマニド、ト
落ツ。

判官ハ、手負ヒタル嗣信ヲ、陣ノ後ヘ昇キ入レ
サセ馬ヨリ下リ、嗣信ガ手ヲ取りテ、如何ニ、如
何ニ。ト宣ヒケレバ、今ハ斯ク候フ。ト申ス。此ノ
世ニ思置クコトアラバ、義經ニ言置ケ。ト宣ヒ
ケレバ、身ノ下ニテ申シケルハ、ナドカ思置ク

コトノ候ベキ、唯先ニ老ヒタル母ヲモ捨置キ、
奥州ヨリ付奉リシニ君ノ御世ニ渡ラセ給フ
ヲ見參ラセズシテ先ダチ奉リ候フコト、名ゴ
リ惜シク、且ハ老母ガ歎モイタハシクコソ候
ヘ。ト是ヲ最期ノ言葉ニテ、年二十八ト申シシ
二月十八日ノ酉ノ刻ニ、遂ニ八島ノ磯ニテ果
テニケリ。平家物語 修正

第四課 八島琴歌

釣の暇もなみの上

霞みあたりて、沖行くや

海人の小舟のほのぼよと

見えてぞ残る、夕暮に

浦風さへも長閑にて、

しかも今宵は照りもせず

曇りも果てぬ春の夜の

朧月夜にしくものはなし

第五課 熊谷敦盛を撃つ

壽永三年正月、平家は、安徳天皇を奉じて屋島

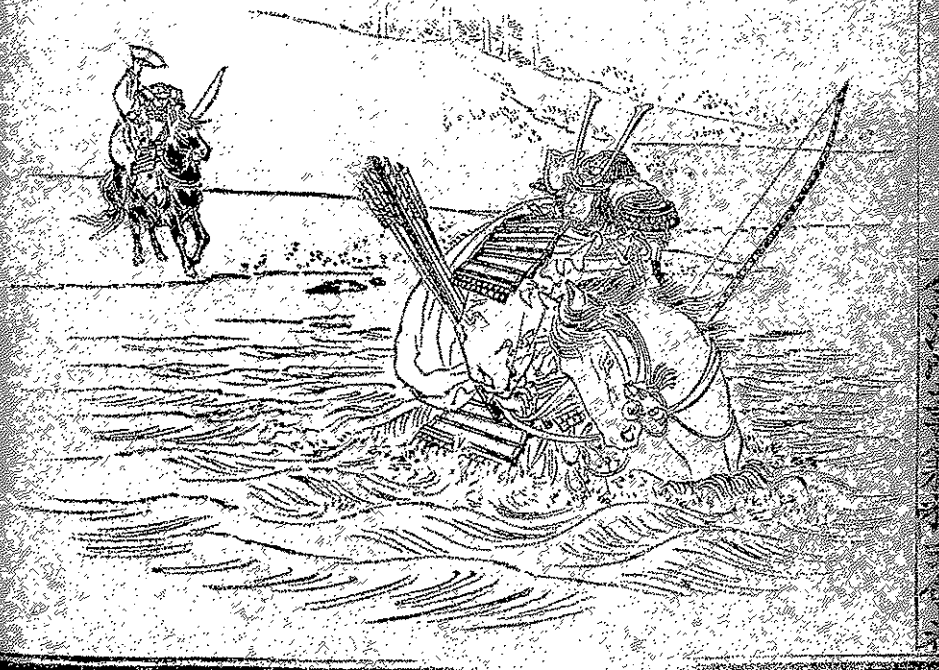
長閑

朧月夜

を立出で、攝津に入りて一谷に城を築き、生田の森を東門とし、一谷を西門となし、兵勢頗る振ひぬ。然るに源氏の大將範賴は、播磨路より一谷に向ひ、義經は、鶉越の險阻を踰えて、城の後より逆落しに攻め立てければ、平家の軍散々に打破られぬ。此の時源氏方、熊谷次郎直實は、平家の人々、必ず船に乘らんと、汀の方へ落ち行くべし、あつばれ好き大將を撃ち取らんと思ひ、細道より汀の方に向ふ所に、萌黃匂ひ

の鎧着て、鍬形打ちたる堯の緒をしめ、黄金作りの太刀を佩き、二十四筋の束ねたる矢を負ひ、滋藤の弓を持ち、金覆輪の鞍置きたる馬に乗りて、唯一騎沖なる船を目かけ、海へさつと打入りて、半町ばかり泳ぎ行くものあり。直實之を見て、是必ず好き大將ならんと、遙かに聲をかけ、打さなくも敵に後を見せ給ふものかな。返させ給へ。返させ給へと扇を揚げて招きければ、其の人取て、返し汀に打上がらんとす。

る所を直實波打際に
 て、むざと組みで、ど
 と落ち、取て抑へて、首
 をかゝんと、堯を押し
 のけよく見れば、薄化
 粧して、鐵漿テツネをつけ、我
 が子の小次郎が齡と
 同じく、十六七ばかり
 にて、容顏誠に美麗な



り。
 君は如何なる人にておはするぞ、名のらせ給
 へ、助け進らせん」といへば、先づさういふ汝は
 誰ぞ、物の數にはあらねども、武藏の國の住人
 熊谷次郎直實」と答ふ。さては、汝が爲めには好
 き敵ぞ、名のらずとも、首を取て人に問へ見知
 れるものあらんぞ」といふ。直實あはれ大將
 や。此の人一人撃ちたりとも、負くべき軍に勝
 つべき理なし。たとひ之を助くとも、勝つべき

軍に負くることはよもあらじ。今朝一谷にて、小次郎が薄手負ひたるだに、心苦しく思ふ程なれば、此の殿うたれぬと聞きたらんには、親御の歎き如何ばかりぞや。さらば助け進らせん。とて、後の方を顧みれば、土肥、梶原五十騎ばかりにて出て来る。

雲霞

直實涙をはらくと流して、あれ御覽あれ、如何にもし、助け進らせんとは存じたれども、身方の軍兵、雲霞の如くに満ち々々たれば、よ

も適し進らせじ。あはれ同じくは、直實が手にかけて、後の御孝養を仕らん。といひければ、唯疾く々々とぞいはれける。

直實餘りにいとをしくて、何處に刀を立つべしとも覺えず、目もくれ、心も消え果てて、前後不覺になりけれども、はてしもあるべき事ならねば、泣く々々、首をぞかきつけてける。あはれ弓矢取る身程、心苦しきことはなし、武士の家に生まれずば、何とて斯かる憂き目を見ん、情な

くも撃ちたるものかな。と袖を顔に押當てて
さめくとぞ泣き居たる。

鎧直垂

首を包まんとして、鎧直垂を解きて見ければ、錦
の袋に入れたる笛を腰の處に差してあり、あ
管絃管絃な、いとをし、此の曉城の内にて、管絃せしは、此
等の人にやおはしけん、今身方には東國の勢
何萬騎もあるべけれど、軍中に笛持つ人はよ
もあらじ、貴人はげにやさしかりけり。とて、是
を取て大將軍の見參に入れければ、見る人々

涙を流さざるはなかりけり。後に聞けば、修理
大夫經盛の子大夫敦盛とて、生年十七にぞな
發心發心られける。是より直實發心の端を開きけり。さ

て其の笛は祖父忠盛笛の上手にて、鳥羽院よ
り賜はりしを、經盛相傳せられしが、敦盛笛の
器量たるに依て、持たれたりとかや、其の名を
ば小枝ササエとぞいひける。平家物語修正

第六課 須磨

攝津の海岸盡くる處を須磨浦といふ。畿内と

咽喉
謹慎
屏居

山陽との咽喉にして、古へは此に須磨關を置かれ、又貴人の謹慎屏居の地たりしと見ゆ。其の後、壽永の亂に、源平二家共に此に戦へり。されば須磨は僻地なるにも拘らず、關の址を以て名高く、又貴人の舊跡を以て名高し。且風光清絶にして、月色殊に佳きを以て、月の名所として、古より天下に聞えたり。

今旅行の順序を以て話さんに、兵庫より西に行くこと一里餘にして、天井河あり。是より西



の方數十町、攝播の界に至るまでは、須磨村の地なり。天井河より數町にして、路傍に用水池あり。池を隔てたる丘上の老松は、行平の月見の松と名けられたり。更に行くこと數町に

して、須磨寺あり。此に平敦盛の首塚と云ふが
あり。又敦盛の遺物と稱する寶物數多を藏し
て、參詣する人に觀しむ。須磨寺の鄰なる源光
寺は、俗に光源氏の舊跡と云へり。此に芭蕉の
句碑ありて、鐫り付けたる。

參詣

見渡せば眺むれば見れば須磨の秋。

源光寺を過ぐれば、古の關屋の址にして、石の
榜示あり、前の小流を路守川といふ。此の邊源
平の戦に關せる古跡と唱ふるもの頗る多し。

榜示

既にして山陽鐵道の停車場あり。之を過ぎて
數町にして一谷に至る。昔平氏が第一の要害
一條と頼みけんも、今は沙崩れ、谷埋まり、僅に一條
の溝を残し、是に數尺の石橋を架せり。

一谷より西國界に至るまで十餘町の間は、鐵
拐鉢伏兩山の麓にして、山頂より路傍に至る
まで、一面の松林相連なる、即ち須磨御料地な
り。是より眺むれば、前は蒼海茫茫として遙か
に紀泉の山を繞らし。左は天井河の沙洲海中

蒼海
茫茫

に斗出し、右は淡路島呼べは應へんと欲す。平遠明媚、既に喜ぶべきに、後は則ち御料林の老松、山上に連なるあり。眞に是、パノラマを見るが如し。況や明月中天に懸り、海波銀を磨する時に於てをや。須磨の須磨たる所は、唯此の十餘町の間にあると云ふべし。須磨は風景の佳なるのみならず、醫家の説に據れば、空氣清潔、氣候温和にして、人の養生に宜しきこと、亦天下第一たり。

別荘

近來衛生の學漸く進み、土地の効力を信ずること、漸く深きに隨ひて、須磨に轉地保養するもの、日に多きを加ふ。是を以て、旅店別荘、青松白砂の間に相望み、凡そ地の買ふべく、借るべきもの、殆ど餘す所なく、十年前の漁村、變じて雜選の街とならんとせり。獨り一帯の御料林は、固より金力の侵すべきに非ず。されば人民永く其の賜をうけて、之を失ふことなし。富人も往き、貧生も遊ぶ、風景依稀として、古の須

雜選

依稀

餘光 磨なるは、亦吾が帝室の餘光に非ずや。

第七課 旅行の樂しき

貝原益軒

佳境
鄙吝

旅行して他郷に遊び、名勝の地、山水の麗しき佳境に臨めば、良心を引起し、鄙吝を洗ひ濯ぐ助となれば、是も亦我が徳を進め、知を廣むるよすがなるべし。又言ひ知らぬ異境に往きて、見馴れぬ山川の有様を見て、目を遊ばしめ、其の里人に逢ひて、其の所の風土を問ひ、或は奥

癖

まりたる山ふところに、岩根踏みて、尋ね入りなどせば、素より山水の癖ある人は心を留めて歸ることを忘れぬべし。或は海はた山遠き眼界廣き眺は、王公の富にも勝り、其の景色の味ひを試むるも、いと面白く、心慰むおざなり。總べて勝地に遊びて見聞せし事は、唯一時の耳目を悦ばしむるのみならず、幾年經とも、其の時の有様をりく思出でられて最も樂きものなり。故に暇もあり、且をりもよきことあり。

らば何處に限らず往きて觀置くべきことなり。

第八課 世界一周

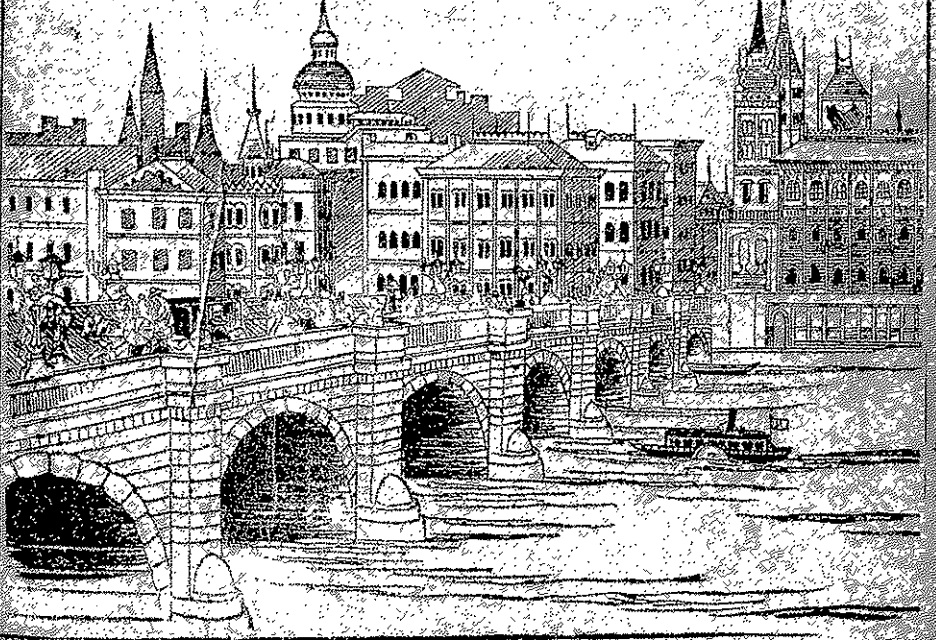
英國ノリバールボロニハ巨大ナル波止場海岸ニ並ビ、船舶ノ出入、引キモ斷ラズ、實ニ世界第一ノ貿易場ト見受ケラレタリ。余ハ此ニテ上陸シ、汽車ニ乗りテ、東南ニ進ミ、途上數多ノ市邑等ヲ打過ギツ、八時間バカリニシテ、ロンドン府ニ着キヌ。

ロンドンハ、英國ノ首府ニシテ、又歐洲中最大ノ都會ナリ。府ノ東部ハ、してイト云ヒテ、貿易貴顯盛ニ、西部ノ多スとみんすたハ、貴顯富豪ノ

住家多ク、南部ノさうすおしくハ、製作場ニ富メル所ナリ。又していニハ、有名ナルせんとは、一ノ寺ノ高塔アリ、多スとみんすたハ、國會議事堂アリ、てしむす河ノ北岸ニ臨ミテ、規模宏大ナリ。議事堂ニ對シテ、多スとみんすたハ、一ノ大寺院アリ、とらふあるがるすく多やモ、

肆店

亦有名ナリ。
て一むす河ニハ、十三
箇ノ長橋アリ、名高キ
ろんどん橋ハ、最モ下
流ニアリ。此ノ橋ニ近
キ所ニ、河底ヲ通シタ
ルニ條ノ隧道アリ、内
部一帯燈火ヲ以テ之
ヲ照ラシ、肆店左右ニ



駢列セリ。

余ハ是等ノ處ヲ歴覽シタル後、佛蘭西ニ遊バ
ント思立テ、ヤガテ南海岸ナルドール港ニ
到リ、波止場ニテ汽車ヲ下リ、直チニ汽船ニ移
リ、二時間バカリニシテ海峡ヲ渡リ、法朗西ノ
かれいニ着キ、汽車ニ乗りテ發シ、程ナクぱり
府ニ着キヌ。

華麗

ぱりハ、此ノ國ノ首府ニシテ、市街ノ華麗ナル
コトハ、實ニ歐洲第一ナリ。府ノ外周ニハ、堅固

高田 卷ノ八 十八

外ニモ、處々ニ砲臺ヲ
設ケアリ。府内ニテ最
モ繁盛ナル市街ハ、い
たりやん大路かぶし
ん大路等ニシテ、酒樓
茶店、軒ヲ竝ベ、毎戸ノ
建築皆式ヲ一ニセリ。
かぶしん街ヲ西ニ行



キテ、左折スレバ、ぶらあすところこんころどニ
到ルベシ、此ハ廣キ平地ニシテ、噴泉アリ、高塔
アリ、景色頗ル壯快ナリ。

此ノ地ノ西ニ續キテ、名高キしやんぜりぜア
リ、公園ノ如ク樹木ヲ植エタル中央ニ、馬車道
アリ、貴族富豪馬車ヲ驅リテ遊ブ所ナリ、しや
んぜりぜノ西端ニ、巨大ナル凱旋門アリ、其ノ
超然南ニとろかひろ宮アリ、超然トシテせえん河
畔ニ立テリ、河ノ對岸ニハ、諸官省國會議事堂

等アリテ、皆建築宏大ナリ。余ハ暫クばリニ留
リ見物セシ所多シト雖モ、今ハ一々語ルコト
能ハズ。

ぱリヲ去リ、汽車ニテリおん府に到リシガ、此
ハ佛蘭西國第二ノ都會ナルベシ。地ルおん河
ノホトリニアリテ、絹布ノ産出多キ處ナリ。是
ヨリルおん河ニ沿ヒテ南シ、まるせいゆノ港
ニ着キ又、此ノ港ハ、地中海ニ臨ミ、附近ノ諸國
及ビ東洋トノ交通繁ク、船舶ノ輻輳スルコト、

極メテ多シ。

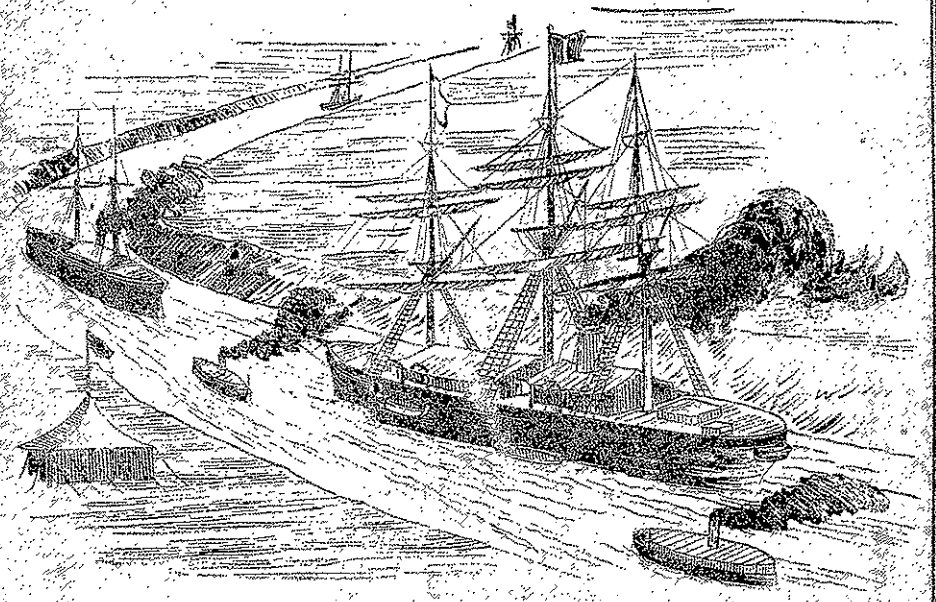
余ハ、まるせいゆヨリ纜ヲ解キテ、歸路ニ就キ
又、地中海ハ浪荒クシテ、船ノ動搖甚ダシカリ
キ。二晝夜バカリニシテ、行クテノ方ニ、すとる
んぼリノ火山ヲ望ミ、之ニ並ビテ、はり諸島
ノ火山モ見エタリ。夫ヨリ遙カニシ、りーノ
えとな山ヲ見船ハ進ミテ、之トいたりトノ
間ナルめっしなノ海峡ヲ通り、後三晝夜ニシ
テ、えじふとナルあれきさんどりやノ港ニ著

キヌ。

第九課 續キ

あれきさんどりやハないる河の口ニアリテ
商業ノ盛ナル港ナリ。氣候温暖ニシテ、頃ハ十
二月ノ半ナリシモ、我ガ國春夏ノ間ノ氣候ナ
リキ。土人ハ歐洲人ニ似タレドモ、色黒ク肉瘦
セ、風俗亦大ニ趣ヲ異ニセリ。此ヲ出テテヨリ、
東ニ進ム、一晝夜バカリニシテ、すえず運河ノ
北端ナル。ぼるとさいどノ港ニ達セリ。運河ハ

衝突



長サ四十里アレドモ
幅五十間バカリナレ
バ、大船ハ、二艘並ビ行
クベカラズ。然レドモ
運河ハ、數多ノ湖水ヲ
通ジ、又所々ニ船舶ノ
待合所ヲ造リタレバ、
船ハ、衝突スル憂ハナ
キナリ。

隱見
赭色

一晝夜ニシテ運河ヲ過ギ其ノ南端ナルすえ
ズ港ニ立寄り又發シテ紅海ニ浮ベリ。紅海ノ
東岸ニハしなない山其ノ他ノ山々雲烟ノ間ニ
隱見ス山皆赭色ヲ帯ビテ草木ナシ。三晝夜ニ
シテあらびヤノ南端ヲ回りあでん港ニ著キ
又此ハ英國ノ所領ニシテ東西ニ往復スル船
船ノ石炭供給所タリ。

あでんヲ出デテ再ビ海上ニ乗出セバあらび
や海ナリ。六晝夜ニシテ印度ノせいゐるん島ナ

酷熱
暢茂

ルころんぼ港ニ著キ又せいゐるんモ亦英國ニ
屬シころんぼハ即チ其ノ首府ナリ。此ノ島佛
教盛ニ行ハレ氣候酷熱ナルヲ以テ椰子樹其
ノ他珍奇ナル植物盛ニ暢茂セリ。

ころんぼヲ出デテ印度洋ヲ航スルコト五晝
夜バカリニシテまらつか海峡ニ入りシガ又
一晝夜バカリニシテしんがぼゝるノ港ニ著
キ又此モ亦英領ニシテ亞細亞南方ノ要港ナ
リ。地ハ島中ニアリテまれい半島ト一水ヲ隔

褐色



天氣候亦炎熱ナリ。土人ハまれい人種ニシテ、膚褐色ヲ帯ビタリ。余ハ此ノ港ヲ發シ、東北ニ向ヒテ進ミ、漸ク支那海ニ出デシガ、波荒ク、船揺ラレテ、大ニ苦シキ。しんがぼーるヨリ、四

晝夜ニシテ、かんぼぢヤノ海岸ニ著キ、ぬこん河ノ支流ヲ溯リテ、ふらんす領ノさいごんニ立寄り、再ビ發シテ、支那海ニ出デ、又四晝夜ハカリニシテ、香港ニ著キヌ。此ノ地ハ支那廣東州ニ近キ一小島ナレドモ、今ハ英領タリ。市街ハ皆山ノ半腹ニアリテ、商業又盛ナリ。香港ヲ出デタル後、臺灣ノ海峡ヲ過ギ、凡ソ五晝夜ニシテ、廣大ナル揚子江ノ河口ニ達シヌ。此ノ河口ヨリ吳松江ヲ溯レバ、上海ニ到ル。上

海ハ支那第一ノ貿易場ニシテ歐米人ノ住居
スルモノ多久支那人ハ別ニ城内ト稱スル所
ニ住ス。城廓ハ石ヲ以テ築キ街路ハ甚ダ狹久
二人並ビテハ行キ難カルベシ。

余ハ上海ヲ出デタル後東海ヲ經テ我が國ニ
向ヒヌ。二晝夜バカリニシテ九州ノ北ニ達シ
下關ヨリ内海ニ入り、神戸ヲ經テ横濱ニ歸著
セリ。時ハ恰モ一月ノ半ニシテ寒風極メテ強
キ時ナリキ。此ノ行前後殆ド六箇月ニシテ世

界ヲ一周セリ。其ノ中三箇月餘ハ船ニアリテ
他ノ三箇月バカリハ、諸國ノ都會ニ逗留セシ
ナリ。百聞一見ニ如カズ。旅行シテ利益ヲ得タ
ルコト誠ニ尠カラザルナリ。

第十課 歸朝を報ずる文

拜啓爾來久々所踈濶に於過候處愈所多祥の
由欣賀此事に所産候私儀かねて歐米巡遊中
の處昨何日佛國飛脚船何号にて横濱へ著港
只今無事歸宅仕候間此段所通知申上候不在

中は家族の儀に付万端所厚情を蒙り深く感
萬縷 謝慕を候孰れ不日参堂と上萬縷申上べく候
へ共先は安善所報迄に申上候勿々

同返事

碌々 拜復先般歐米所巡遊の處無事迄歸着の趣大
慶に存上候所留守中は碌々御尋も申さず恐
縮の至りに候遠路所歸朝の事故さぞ御疲等
の傍事とな候へ共所旅行中は種々所珍談も
あらせらるべくと存候間近日の内に参堂拜

貴酬

聽仕るべく候先は貴酬迄に勿々

第十一課 蒸氣機關

蒸氣機關ハ其ノ外見頗ル入組にて容易ニ運
動ヲ起ス所以ノ理ヲ解スベカラザルガ如シ
ト雖モ通常ノ唧筒ノ理ヲ知レバ容易ニ之ヲ
解スベシ。此ニ蒸氣機關ノ運動ヲ起ス所以ノ
理ヲ簡短ニ示スベシ。

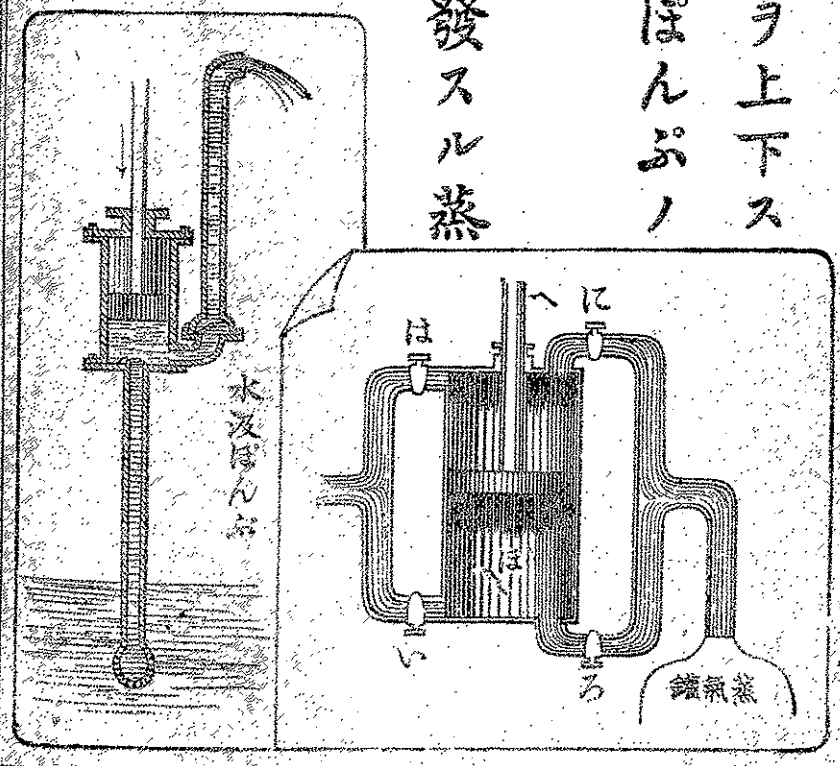
下圖ノほハ、堅固ナル筒ニシテ之ヲ汽筒ト云
フ、即チ唧筒ノ筒ノ如シ。ハ、汽筒ニ嵌メタル

鉚

棒ニシテ之ヲ鉚又ハびすとんろつどト云フ。
此ノ棒ハ汽筒中ヲ上下ス
ベク作レリ、即チぽんぷノ
棒ノ如シ。

弁

サテ蒸氣罐ヨリ發スル蒸
氣先ヅる弁ヲ通
ジテ圓筒ノ下部
ニ入り、其ノ力ニ
てびすとんろつ



散逸

どヲ圓筒ノ頂ニ推シ昇ス。此ノ時は弁開ケテ、
圓筒ノ上部ナル空氣外ニ散逸シ、同時ニる弁
閉ヂテ、罐ヨリ來ル蒸氣ノ通路絶エレバ、忽チ
に弁開ケ、罐ヨリ來ル蒸氣ハ、更ニ之ヲ通ジテ
圓筒ノ上部ニ入りびすとんろつどヲ圓筒ノ
下部ニ推シ降ス。此ノ時ハ、弁又忽チ開クルヲ
以テ、圓筒ノ下部ナル蒸氣ハ之ヲ通ジテ空氣
中ニ散逸ス。斯クろハノ弁開クル時ハ、いにノ
弁閉ヂテ、蒸氣圓筒ノ下部ニ入りびすとんろ

つどヲ推シ昇セ、いにノ瓣開クル時ハ、るはノ
瓣閉ヂテ、蒸氣圓筒ノ上部ニ入り、びすとんろ
フどヲ推シ下ス。サレバ四瓣交互ニ開閉スル
ニ隨ヒ、びすとんろつどハ、一上一下、曾テ止ム
コトナシ。

サテ此ノびすとんろつどノ上端ヲ以テ、其ノ
運動セシムベキ機械ニ連結スレバ、則チ種々
ノ働ヲ起ス。例ヘハ鐵道ノ列車ヲ輓キ、汽船ノ
車輪ヲ動カシ、又ハ工場ノ器械ヲ運轉スル等

輓

ノ如キ是ナリ。サレバ此ノ機關ノ發明アリテ
ヨリ、其ノ世ヲ益シ、人ヲ利スルコト一々數フ
ルニ暇アラズ。

抑、蒸氣ヲ用ヒテ運動カトナスノ發明ハ、今ヲ
距ルコト、凡ソ二百年前、英國ノウーリすとる侯
ト云ヘル人獄中ニアリシ時、藥罐ノ湯ノ沸騰
シテ、其ノ蓋ヲ揺カスヲ視テ、初メテ蒸氣ニ非
常ノ力アルコトヲ悟リ、遂ニ蒸氣力ヲ用ヒテ、
水ヲ四十尺ノ高處ニ上グベキ機械ヲ工夫セ

沸騰

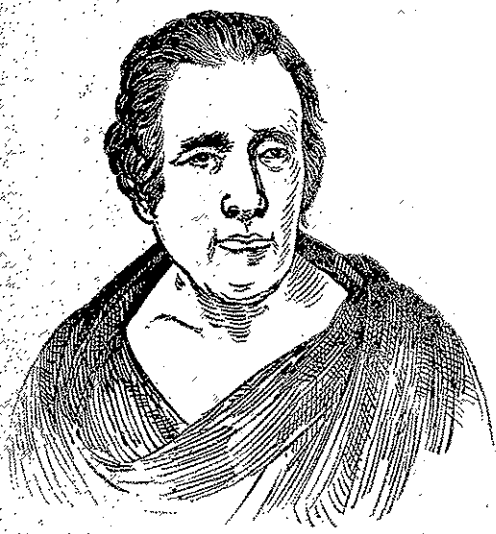
シニ起ル。是即チ今ノ蒸氣唧筒ノ由來ナリ。
 其ノ後百餘年ヲ經テ、同國ニジェームス・ワット
 とト云ヘル非凡ノ人物出テ、初メテ完全ナル
 蒸氣機關ヲ構造セリ。其ノ後又英國ニジェームス・ワット
 ぢ、すてふんそんと云ヘル人出テ、始メテ蒸氣
 機關ヲ行動器ニ適用スルコトヲ工夫シタリ、
 是則チ汽車ノ始ナリ。

第十二課 ジェームス・ワット

鐵瓶ノ湯ノ沸騰スル時、其ノ蒸氣ノ、鐵瓶ノ蓋

目撃

ヲ搖カスコトハ、幾千年來世人ノ目撃セシ所
 ナルベシ、然レドモ此ノ蒸氣ニ、船車ヲ運轉セ
 シムベキ絶大ノ力アリテ、適當ナル仕掛ヲ設



ジェームス・ワット

クル時ハ、世界ノ有様
 ヲ一變セシムベキホ
 ドノ事業ヲ仕遂クベ
 シトハ、何人モ夢ニダ
 ニ思ハザリシ所ナル
 ベシ。獨リ此ノ發明ニ

先鞭 先鞭ヲ著ケタルハ、前ニ言ヘルウーすとの候
ナルベケレドモ、侯ト雖モ、未ダ完然ナル蒸氣
機ヲ發明シタルニハ非ズ。僅ニ其ノ一端ヲ窺
ヒ得テ、聊ノ工夫ヲ爲シタルニ過ギズ。其ノ之
ヲ大成シテ、完全ナル機關ヲ構造シ、世ノ文明
ニ至大ノ利益ヲ與ヘタル元祖ハ、前後唯一ノ
ジエーむすおつとアルノミ。

此ノ非凡ナル人物ハ、今ヲ去ルコト凡ソ百六
十年、英國ナルすこつとらんどノぐりいのつ

躡
滴ヒ
々

くニ生マレ、其ノ父ハ一ノ船大工ナリキ。おつ
と幼少ニシテ、伯母ノ許ニ養ハレシ頃、日々暖
爐ニカケタル藥罐ノ前ニ躡リテ噴キ出ツル
蒸氣ヲヒニテ受ケ、其ノ露ヲ結ビテ、滴々ト落
ツルヲ數ヘ居タリ。伯母ハ、屢其ノ怠惰ニシテ
時間ヲ徒費スルヲ戒メケレドモ、おつと曾テ
聽カザリケレバ、遂ニ無用ノ鈍物トシテ、捨置
キケリ。誰カ知ラン、此ノ無用ノ鈍物ハ、蒸氣ノ
力強キヲ思ヒ、蒸氣ノ冷エテ水ニ還ルヲ思ヒ

鈍物

愚弄
輕蔑

テ、日夜工夫ヲ怠ラザリシコトヲ。
あつと十八歳ノ頃、首府ゐんどんニ行キテ、數
學器械ノ製造ヲ習ヒ、幾バクモ無クシテ、郷國
ナルぐらすご一大學校ノ御用器械師トナレ
リ。然レドモ世間ノ人、あつとヲ愚弄輕蔑スル
コト、猶止マザリキ。何ントナレバあつとハ日
日獨リ屋根ニ升リ、黙然トシテ日光ニ晒サル
ルコト半日餘リナリケレバナリ。
あつとハ、人ノ侮ヲ受クルモ、事トモセズ、其ノ

確乎

志氣確乎トシテ、毫モ撓マザリキ。斯クテ一日
大學校ヨリ蒸氣機ノ修繕ヲ託セラレシガ、是
ゾあつとガ、偶然ニ一大發明ヲ爲シシ原因ナ
リケル。抑、此ノ器械ハ、にゅーこめんト名クル
制式ニシテ、其ノびすとんろつどハ、汽筒中ノ
蒸氣ニ由リテ推シ上ゲラル、モ、之ヲ推シ下
グルニハ、其ノ蒸氣ヲ冷シテ、水ト爲シ、同時ニ
汽筒ヲモ冷サザルベカラズ。故ニびすとんろ
つどヲ更ニ推シ上ゲントスルニハ、一タビ冷

エタル汽筒ヲ再ビ熱スベキ必要アリ。サレバ
びすとんろつどヲ推シ上グルハ、蒸氣ノカナ
レドモ之ヲ推シ下グルハ、空氣ノカナリキ。
あつと思ヘラク、汽筒ノ一冷一熱ハ、徒ラニ多
量ノ熱ヲ失ヒ、隨ヒテ燃料ヲ費スコト夥シ、斯
カル器械ヲ使用センニハ益ヲ收ムルコト極
メテ少カルベシ。ト因リテ更ニ汽筒ヲ冷サズ
シテ、其ノ中ノ蒸氣ヲ冷スベキ工夫ヲ凝ラシ
ケルガ、數月ノ後、初メテ一ノ妙計ヲ案ジ出セ

燃料

リ。即チ蒸氣ヲ汽筒ノ中ニテ冷サズシテ、之ヲ
他ノ器ニ移シテ冷スノ一事ナリ。斯クスレバ
汽筒ヲ冷スコトナクシテ、常ニ熱ヲ保ツコト
ヲ得。此ノ案成リテ後ハ、破竹ノ勢ヲ以テ、發明
ノ度ヲ進メ、竟ニびすとんろつどノ一上一下
總ベテ蒸氣ノカヲ用フルノ仕掛ヲ大成シタ
リ。

斯カル發明アリシ後ハ、百般ノ工業ニ蒸氣機
ヲ使用スルノミナラズ、水ヲ行ク船陸ヲ走ル

一瞬車モ皆蒸氣カヲ用ヒテ迅速ニ長距離ノ路ヲ
過グルヲ得ルニ至レリ。サレバ英吉利一國ニ
用フル所ノ蒸氣ノ作業ヲ計算スルニ、大凡五
百萬人ノカニ等シト云フ。是即チ衣食ヲ要セ
ザル職工五百萬人ヲ與ヘタル理ニ非ズヤ。嗚
呼わつとガ、其ノ本國ノミニ施シタル利益ス
ラ、夫此クノ如ク廣大ナリ。其ノ世界ニ被ラシ
メタル利益ノ大ナルコト、誠ニ量リ知ルベカ
ラズ。わつとハ、晩年心ヲ學問ニ潛ム一ニ國益

潛

ヲ起スヲ以テ樂シミトシタリ。後遂ニ學士會
員ニ舉ゲラレ、法律博士ノ名譽學位ヲ得。八十
四歳ノ長壽ヲ保チテ、榮譽幸福ノ中ニ一生ヲ
終リヌ。

榮譽

第十三課 生絲

生絲ハ諸子ノ知ル如ク、蠶ノ繭ヲ煮テ引出シ
タル絲ナリ。絲ヲ引出スヲ紡絲ト云フ。

曝 絲ヲ紡ガントスルニハ、先ヅ繭ヲ炎天ニ曝シ、
中ナル蟲ヲ乾カシ殺スベシ。或ハ蒸籠ニ入レ

初

二

三

四

五

六

七

八

湯氣ニテ蒸シ或ハ焙爐ニ掛

ケ火氣ニテ殺ス法モアリ。

砂濾

其ノ後繭ヲ鍋ニ入レ砂濾シ

ニシタル清水ヲ以テ煮。而シ

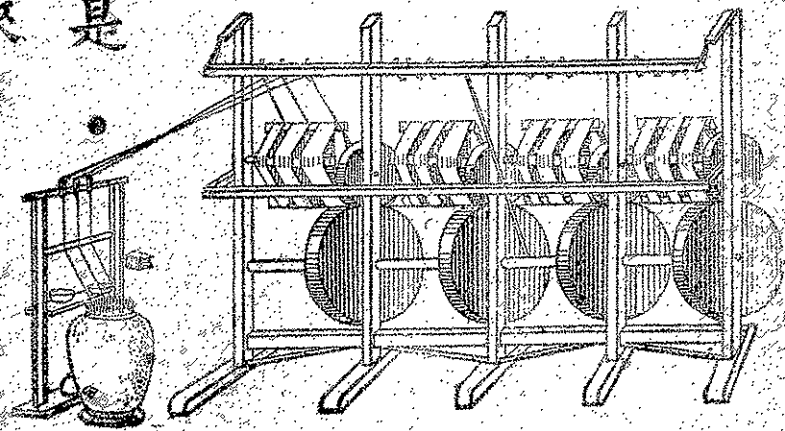
テ其ノ煮エタル數粒ノ繭ノ

緒ヲ一ツニシテ鍋ノ縁ニ作

リ置ケル髮ノ毛ノ輪ニ通シ

且之ヲヨリテ棒ニ卷キ付ク。是

ハ手繰リトテ古クヨリ行ヒ來



レル法ナリ。即チ下圖ニ示スガ如シ。

近來ハ種々ノ紡絲器械ヲ工夫シ愈出デテ愈

巧ヲ極ム。殊ニ上州富岡ノ製絲場ノ如キハ夙

ニ洋式ノ紡絲器械ヲ用ヒ蒸氣機關ニテ之ヲ

運轉シ其ノ規模頗ル宏大ニシテ一箇年ノ製

絲高凡ソ四千六百貫ニ上ルト云フ。其ノ器械

裝置ノ裝置ハ頗ル入組ミタルモノナレバ茲ニハ

一々解キ難シ。

右ノ下圖ニ示セルハ紡絲器械ノ中最モ識リ

易キモノナリ。今是ニ付キテ其ノ仕組ヲ述ベ
ン。

此ノ器械ハ諸子ノ見ル如ク、一ツノ杵ニ三筋
ノ絲ヲ卷クモノニシテ、杵毎ニ大小ノ二車ア
リ、而シテ大車ハ皆一本ノ軸ニ貫ケルヲ以テ、
一人左側ノ把柄ヲ廻セバ、衆車同時ニ廻轉ス。
把柄
大車ヨリ小車ニしらべ絲ヲ掛ケタレバ大車
ノ廻ルニ隨ヒ、小車モ亦廻リ、而シテ之ト同時
ニ小車ノ軸ニ嵌リタル杵モ亦廻ルナリ。斯ク

ノ如ク一人把柄ヲ廻セバ多クノ杵一齊ニ廻
轉スベク組立テタリ。其ノ大小二車ヲ用ヒタ
ル理ハ、諸子次課ニ示ス所ノ絲取車ヲ見テ悟
ルベシ。

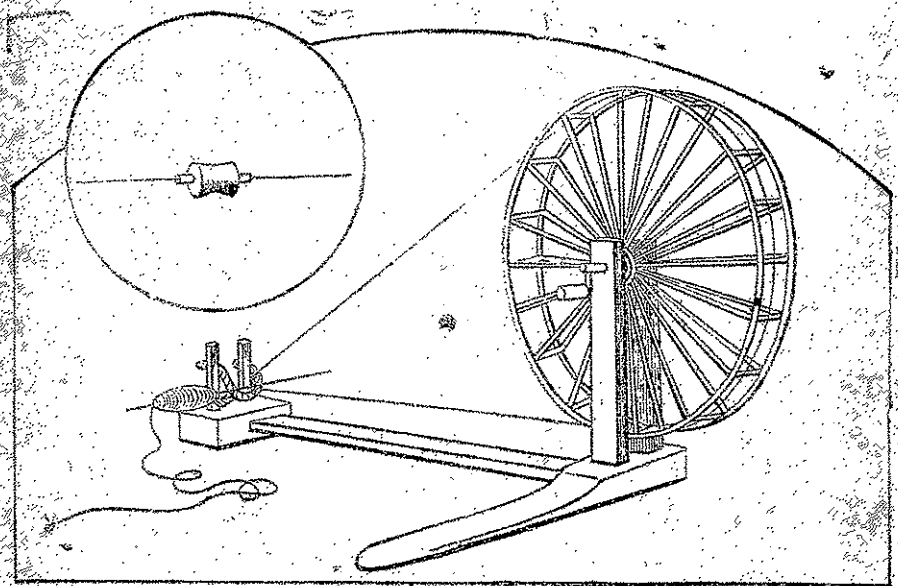
第十四課 絲取車

絲取車ハ、最モ簡略ナル紡絲器械ニシテ、綿絲
ヲ紡グニ用フルモノナリ。諸子、農家ニ往カバ、
到ル處ニ之ヲ見ン。

直徑 此ノ器械ハ、直徑二尺バカリナル車ト直徑二

鍾

分バカリナルリ。一トニしらべ絲ヲ掛渡シ
 タルモノナリ。車ノ直徑ニ尺ナレバ、其ノ周圍
 ハ、大凡六尺ナリ。リ。一トノ直徑二分ナレバ其
 ノ周圍ハ大凡六分ナリ。故ニ一遍車ヲ廻ス時
 ハ、しらべ絲六尺廻リリ。一トモ之ニ隨ヒテ、六
 尺即チ百遍廻ルベキ道理ナリ。
 リ。一トニハ、細長キ鐵ノ棒ヲ堅ク貫キ、之ニ絲
 ヲ卷キ付クベク作レリ、之ヲ鍾ト云フ。紡グ時
 ニハ、右手ニテ車ヲ廻シ、左手ニテ絲ヲ引クナ



リ。其ノ寸尺既ニ上ニ
 云ヘルガ如クナレバ
 車ノ一遍廻ル毎ニ、絲
 ノ鐵棒ニ卷付クコト
 百遍ナリ。
 若シリ。一トノ如ク小
 サキモノヲ、百遍廻サ
 シニハ、其ノ勞煩ハシ
 クシテ、時間ヲ費ヌコ

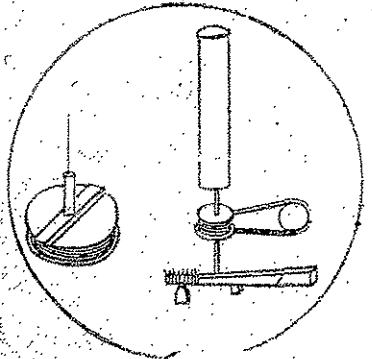
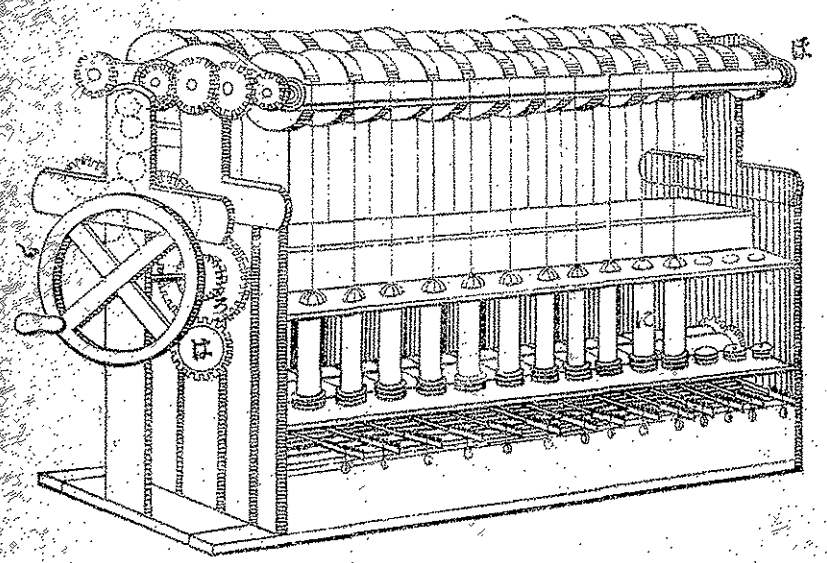
ト甚ダシ。然ル一斯クノ如ク組立ソル時ハ大ナル車ヲ一遍廻スノミニテ小サキリゴロ百遍廻スト同シ仕事ヲ成シ得ベシ。總ベテ器械ハ斯クノ如キ便利ヲ人間ニ與フルモノナリ。昔學術ノ未ダ盛ニ開ケザル世ニアリテスラ、既ニ斯ク便利ナル器械ヲ工夫セシモ、アリ。理學ノ著シク進歩セシ今日ニアリテハ吾人益理ヲ究メ工夫ヲ積ミ、世ヲ益シ人ヲ利スル器械ヲ發明センコトヲ務メザル

ベカラズ

第十五課 卧雲辰致ノ紡綿器

卧雲辰致ハ天保十三年八月ヲ以テ信濃ノ國安曇郡信濃村ニ生マレ、初ノ名ヲ榮彌ト云ヘリ。其ノ家本足袋底ヲ織ルヲ業トシケルガ、榮彌年十四ノ時、舊來ノ綿絲紡ギ方ハ人工ヲ費スコト多キヲ見テ如何ニモシテ便利ナル器械ヲ工夫シ、大ニ人カヲ省カバヤト思立テ、始メテ其ノ方ヲ考ヘ出シテ、父兄ニ語リシニ、父

沮 兄ハ之ヲ益ナシトテ沮ミ止メタリ。
 快々 是ヨリ榮彌快々トシテ樂シマズ。終ニ去リテ
 僧トナリシガ慶應中卧雲山孤峯院ノ住職ト
 ナレリ。然ルニ明治四年廢寺ノ令出デシカバ
 還俗シテ姓名ヲ卧雲辰致ト稱シ、東筑摩郡波
 寓居 多村ニ寓居セリ。
 素志 是ニ於テ再ビ器械工夫ノ素志ヲ興シ遂ニ一
 ノ器械ヲ造リ出シテ之ヲ試ミシニ、製絲粗ク
 シテ、僅ニ足袋底ヲ織ルニ供スベキモ、未ダ織



物ニ用フベキ細絲ヲ紡グコトヲ得ザリキ。因
 テ更ニ工夫ヲ凝ラシ
 程ナク細絲ヲ紡クベ
 キモノヲ造リ、同國松
 本ナル開
 産社ニ出
 シテ實驗
 セシ上、明
 治十年丙

國觀業博覽會ニ出品セリ。此ニ示セル圖即チ是ナリ。

此ノ器械ハ頗ル入組ミタル仕掛ナレバ、茲ニハ詳ニ説クコトヲ得ズ、唯其ノ大略ヲ示スベシ。

其ノ働ハ、ハノ車ニ始リテ、ろノ齒車ニ傳リ、ろヨリ又はノ齒車ニ傳リ、夫ヨリ次第ニ内部ナル上下ノ諸車ニ力ヲ傳ヘテ、左右ニ並ビタル數多ノ圓筒ニテ廻旋シ、同時ニ上ナル絡木ほ

廻旋
絡木

及ビ多クノ絲卷車ヘモ、皆廻ルナリ。

圓筒ノ底板ニハ、細キ鐵ノ棒ヲ貫キテ、紡經ノ用ヲナシ、其ノ鐵棒ノ下ニ、小サキ權衡ノ如キ

吊

モノヲ附シテ、之ニ分銅ヲ吊シ、紡グ絲ノ細粗其ノ程ニ適フベク仕組ミタリ。サテ之ヲ用フルニ方リ、圓筒ノ中ニ綿ヲ詰メ込メバ、其ノ旋ルニ隨ヒ、自然ト紡ガレテ絲トナリ、絡木ヲ經テ、絲卷車ニ卷付クナリ。水車ノ力ニテ、此ノ器械ヲ運轉スル時ハ、工夫一人ニテ一箇月二十

八貫匁ノ細絲ヲ製スベシト云フ。諸子此ノ器械ヲ見テ前課ノ絲取車ニ比較セバ、紡絲ノ法ノ年ヲ逐フニ隨ヒ、如何ホド進歩セシカヲ悟ルベシ。

サテモ卧雲辰致ハ、斯カル器械ヲ出品シテ鳳紋賞牌ヲ受ケシガ、是ニテ紡キタル絲ハ、唯織物ノ緯絲ニハ供スベキモ、其ノ質猶弱クシテ未ダ經絲ト爲スニ堪ヘズ。因リテ更ニ改良ヲ圖リ、同ジキ十三年ノ冬、分銅ノ仕掛ヲ圓筒ノ

緯絲
經絲

上ニ移シ、絡木ノ輪邊ニ鐵線ヲ施シ、始メテ經線トナスニ堪フル絲ヲ紡キ出スコトヲ得タリトゾ。

卧雲氏ハ、此ノ事業ニ身ヲ委ネシガ爲メ甚ダシキ貧困ニ陥リ、冬月著スベキ綿衣ナキニマデ至リシガ、少シモ之ヲ意トセズ、愈精ヲ勵マシテ、其ノ改良ニ從事シ、遂ニ完全無缺ナル器械ヲ大成セリ。是ニ因リテ、太政官ヨリ、其ノ功勞ヲ嘉賞シテ藍綬褒章ヲ賜ヒタリ

藍綬
褒章

第十六課 伊能忠敬

伊能氏ハ世々下總國佐原町ニ住シ其ノ家商ヲ業トシテ甚ダ富メリ。忠敬ハ今ヲ距ルコト殆ド百五十年延享二年ニ生マル。幼キヨリ曆算ノ學ニ志アリシカド父ノ時家産頗ル衰ヘシカバ忠敬十八歳ニシテ家ヲ嗣ギ專ラ家道復興ヲ事トシ復他ヲ顧ミルノ暇ナカリキ。家人百口アリケルガ忠敬自ラ率先シテ日夜家業ヲ勤メ儉約ヲ守リ奢侈ヲ禁ジケレバ家

奢侈

復興

家道

窮民

道再ビ饒カニナレリ。天明ノ大饑饉ニハ財ヲル所ノ米錢ヲ出シテ郷里ニ頒チ窮民ヲ救フコト頗ル多カリキ。家道再興ノ事始メテ成リテ忠敬歳己ニ五十二及ビヌ。尋常ノ人ナランニハ頽然トシテ衰老ヲ嘆ズベキニ忠敬ハ是ヨリ宿志ヲ遂ゲントテ家ヲ其ノ子ニ讓リ。笈ヲ負ヒテ江戸ニ遊學シ深川ニ寓居シテ當時有名ノ天文學者高橋東岡ノ門ニ入り西洋曆術ヲ學ビシガ其ノ推步測量ニ精シキコト同

笈

頽然

推步

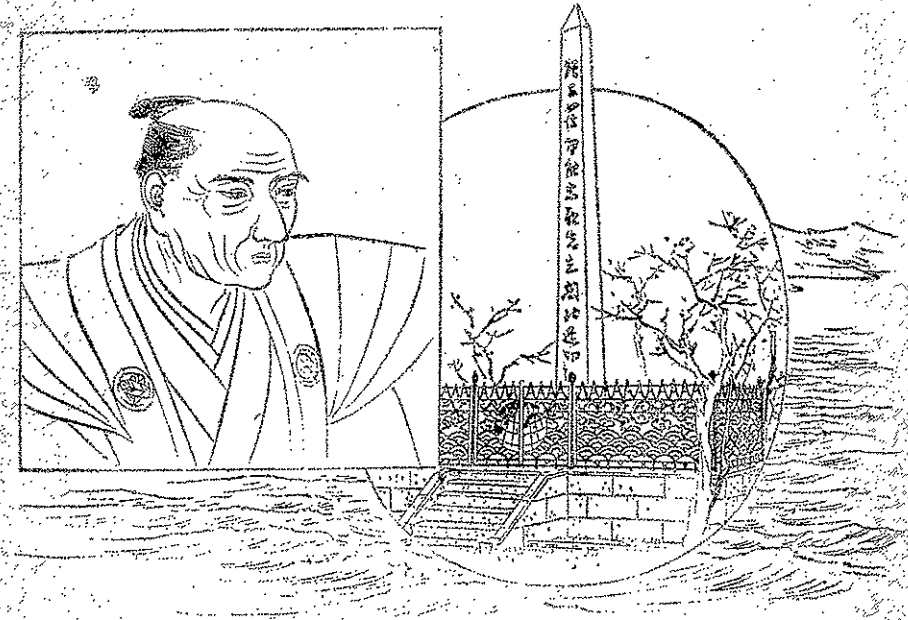
門ノ士中能ク之ニ及ブモノナカリキ。

寛政十二年忠敬五十六歳ノ時官命ヲ受ケテ、日本全國沿海測量ノ途ニ上リキ。當時測量ノ用器甚ダ粗惡ナリケレバ、忠敬自ラ羅針盤及ビ測量器械等ヲ製シ、初年ニ蝦夷島沿海ヲ測量シ、翌年伊豆ヨリ東北海岸ノ測量ヲ卒ヘタリ。是ヨリ十數年ノ間ニ日本沿海ヲ測量シ、深山幽谷殆ト足跡ノ到ラザル處ナカリキ。忠敬人ト爲リ真率ニシテ、外見ヲ飾ラズ、頭髮

真率
外見

豪壯

瘴烟
毒霧



既ニ白キニ至ルモ、意氣ノ豪壯ナルコト壯者ニ讓ラズ。測量ノ命下ル毎ニ喜色面ニ溢レ、險阻ヲ踏ミ、風濤ヲ冒シ、瘴烟毒霧ノ境嚴寒極暑ノ時ト雖モ曾テ憚ルコトナカリキ。忠敬、文政元年四月ヲ

以テ歿シヌ年七十三其ノ測量ノ業ニ從事ヒ
シコト前後十八年ノ久シキニ彌リ而シテ與
整頓 地全圖ハ歿後數年ヲ經テ全ク整頓シ幕府ニ
ヒルコトトナリヌ。是ニ於テ我が國始メテ實
測圖アリ邦人始メテ我が國ノ地形ヲ知レリ、
忠敬ノ功績偉ナリト云フベシ。

差謬 附與セリ。英人之ヲ實驗シテ其ノ差謬ナキニ
驚嘆シタリト云フ。

驚嘆シタリト云フ。

追賞 明治ノ御代ニ至リ特ニ忠敬ニ從四位ヲ贈リ
テ其ノ功ヲ追賞セラレ、東京地學協會モ亦一
銅標 大銅標ヲ東京芝公園丸山臺ニ建テ此一納ム
ルニ忠敬自製ノ測量器ヲ以テセリ。

第十七課 益世

學問の要は智能を開き徳器を成すにありと
雖も、智徳既に備らば常に自己一身の爲めを
徳性 のみ圖らず宜しく我が徳性に順ひ我が智力

を用ひて、廣く世人一般の利益となることを
圖るべし。

世人の一般の利益となるべき事は、一々數ふ
るに暇あらずと雖も、此に其の大要を擧ぐれ
研窮ば、深く學問を研究して、世人の參考に備ふる
耕耘 こと、土地を開墾して、耕耘に便すること、學校
布設 を興し、病院を設くること、或は鐵道の布設、或
は機械の發明、或は興業殖産の改良進歩など
凡そ世の爲め人の爲めとなるべき事、是なり。

企

諸子學校にありて、修學するの間は、未だ直ちに、斯かる事業を企つべきに非ざれども、智を開き、徳を成して、後には、夫々の力に應じて、世人一般の利益を圖るの志なかるべからず。されども、何れの事業に従事するにも、其の事業に應じたる特別の智識と、豫め積みたる經驗となくしては、叶はず。萬一農家の子弟にして、忽ち商業に従事することもあれば、公益を興さんとする志は、嘉みすべきも、時によりては、

失敗 意外の失敗あるを免れざるべし。故に農家の子弟は先づ農業の改良進歩を圖り、商家の子弟は先づ商業の改良進歩を圖らば、其の事成り易くして、且安全なるべし。

第十八課 郵便電信

驛遞 我が國驛遞ノ制ハ古來ヨリ行ハレシカド、其頻繁ノ區域極メテ狭クシテ、遠方ノ人民頻繁ニ私信ヲ相通ズル等ハ殆ド望ムベカラザル事ナリキ。然ルニ明治四年、政府始メテ郵便制度ヲ

頒布シ、官業トシテ之ヲ行ヒシヨリ、路程ノ延長年ヲ逐ヒテ著シク、現今ニテハ如何ナル寒村僻邑ニテモ、郵便ノ達セザル所ナシ。加之明治十年、我が國萬國聯合郵便ニ加入セシヨリ以來、海外萬里ノ知己ニモ、容易ク音信ヲ通ズルコトヲ得、又同ジキ二十五年小包郵便法ノ發布アリテヨリ、益驛傳ノ便ヲ加ヘタリ。電信ハ、明治二年ニ東京横濱間ニ架設セラレシヲ始メトシ、爾來其ノ架設益進ミ、現今ニテ

架設

ハ全國ノ都會名邑概ネ電信局ヲ具ヘザルナ
キニ至リス。殊ニ明治十二年萬國聯合ノ電信
ニ加盟セシヨリ、外國ニ電信ヲ通ズルコトモ
亦甚ダ難カラズ。

茲ニ東京ノ郵便局ニテ書狀ヲ取集メ又之ヲ
配達スル手續ノ大略ヲ述ベンニ、先ヅ市街ノ
辻々ニ設ケタル郵便函ニ、書狀ヲ投ズレバ、取
集人之ヲ集メテ其ノ受持區ノ郵便局ニ致シ、
其ノ郵便局ニテハ各之ヲ分類シテ、本局ニ送

ルベキモノト、地方ノ局ニ送ルベキモノト、近
隣ノ局ニ送ルベキモノト、又其ノ受持區域内
ニ配達スベキモノトノ四種ニ區分ス。

一括
遞送

斯クテ他局又ハ地方ノ局ニ送ルベキモノハ、
夫々一括シテ、其ノ方面ニ遞送シ、其ノ受持區
内ニ係ルモノハ、直チニ之ヲ配達セシム。而シ
テ地方ノ郵便局ニ於テハ、更ニ之ヲ分類シテ
其ノ地ニ係ルモノハ、直チニ配達シ、然ラザル
モノハ、郵便支局又ハ郵便取扱所ニ致シテ、配

達セシムルナリ。其ノ電信ノ配達ニ關スル手續モ、概ネ之ト異ナルコトナシ。通信ノ事實ニ便利ヲ極ムト云フベシ。

第十九課 郵便税一價法ノ發明

此ノ頃デハ、日本ノ郵便税ハ、全國總ベテ同ジ價デアルガ、始メテ郵便法が行ハレタ時分ニハ、道程ノ遠近ニ由テ郵便税ノ價ニ相違ガアリマシタ。例ヘバ東京ノ市内デハ、はがき一枚ノ代ハ、五厘ノ定デアリマシタ。市外デハ總

ベテ一錢デアリマシタ。

カヨ一ナ定メ方ハ實際不便デアリマシタ。カラ、今日ノヨ一ニ、全國一般郵便税ヲ同一ノ價ニ改メマシタ。今日ノヨ一ナ郵便税ノ法ヲ一價法ト申シマス。此ノ一價法ヲ發明シテ、世ノ中ニ大層便利ヲ與ヘマシタ人ハ、今ヨリ凡ソ五十年ホド前ニ英國ノ驛遞局ニ傭ハレテ居ツタ。ろーらんどへるト云フ一人ノ役人デアリマシタ。

此ノ人ノ説ハ、驛遞局デ郵便物ヲ甲ノ地カラ
乙ノ地又ハ丙ノ地ニ運ブト云フコトダケハ、
極容易ナ事デアルガ夫ヨリモ手數ノ掛ルコ
トハ、其ノ郵便物ヲ受取人ニ配達スル骨折ノ
方デアアル。サスレバ郵便物取扱上、之ヲ配達ス
ル方ノ骨折ハ、格別道程ノ遠近ニハ拘ラヌワ
ケデアアルノニ道程ノ遠近ニ由テ、賃金ニ違ノ
有ルコトハ、實ニ謂ハレナイコトデアアル。ト云
フノデゴザイマス。

骨折

ソコデヘる氏ハ、其ノ意見ヲ書イテ英國ノ政
府ニ建議ヲ致シマシタ所ガ、政府デモ夫ハ尤
モダト云フノデ、遂ニ其ノ意見ヲ採用シテ、之
ヲ實行スルヨリニナツタノデアリマス。

此ノ一價法ガ行ハレテカラハ、世ノ中ニ、大層
便利ヲ増シタ故、其ノ爲メニヘる氏ハ世間カ
ラ大イニ信用セラレテ、終ニ政府カラ賞與金
ヲ賜ハリマシタ。日本ノ今日ノ一價法モヤハ
リ英國ノ法ニ倣ツタモノデゴザイマス。此ノ

へる氏ノ發明ナドハ、誠ニ小サイ事ノヨリデアリマスガ、世間ノ利益ニナルト云フ方カラ見レバ、其ノ手柄ハ随分大イナルコトデアルト、申シテ宜シイデコザイマセウ。

第二十課 文武ノ官制

官制 吾ガ國現今ノ官制ノ主要ナルモノヲ舉ゲン
ニ、先ヅ外務内務大藏陸軍海軍司法文部農商
務遞信ノ九省ヲ置キ、外務省ハ外國トノ交通
貿易等總ベテ外交ニ關スル政務ヲ司リ、内務

監督

省ハ、議員選舉警察土木衛生等總ベテ地方行政ニ係ル諸事ヲ監督シ、大藏省ハ政府ノ財務ヲ總ベ、會計出納租稅貨幣等ノ事ヲ司リ、陸海軍省ハ軍政ニ關スル事務ヲ管理シ、司法省ハ裁判ニ關スル事ヲ司リ、文部省ハ教育學問ニ關スル事務ヲ司リ、農商務省ハ農工商水産鑛山等、工藝物産ノ事ヲ司リ、遞信省ハ鐵道電信郵便船舶等交通ノ事務ヲ司レリ。
各省ノ長官ヲ大臣ト云フ。次ヲ總務長官ト云

總理 ヒテ省内ノ事ヲ總ズ。各省ノ事務ヲ分チテ、各
專務ノ局ヲ置ク。局長アリ、屬官アリテ、
分掌 各其ノ事ヲ分掌ス。別ニ官房長、參事官、秘書官、
書記官アリテ、大臣ニ屬シ、各重要ナル事務ヲ
掌ル。

方針 臺灣總督府ニハ總督アリテ、内閣ノ方針ニ從
ヒテ、文武ノ政ヲ管理シ、北海道廳ニハ長官アリ、
府縣廳ニハ知事アリ、共ニ主務省ノ指揮監
督ヲ承ケテ、管内ノ事務ヲ管理ス。

組織

各省ノ大臣ヲ以テ、内閣ヲ組織シ、内閣總理大臣
臣之ヲ總ベ、凡ソ各省重大ノ事件ハ、皆閣議ヲ
經テ後ニ之ヲ行フ。

九省ノ外ニ、宮内省アリ、帝室ニ關スル一切ノ
事務ヲ掌ル。又樞密院アリ、樞密顧問官若干名
ヲ置キ、天皇陛下ノ御諮問ニ應ジテ、國家重
審議 大ノ事ヲ審議ス。

以上ハ文官ノ官制ナリ。軍陣ノ事ニ至リテハ、
別ニ武官アリ、即チ諸子ガ知ル所ノ將官、佐官

計畫 尉官以下是ナリ。而シテ出師作戰等ノ計畫ヲ
ナスハ陸軍ニハ參謀本部アリ、海軍ニハ海軍
統師 軍令部アリテ、直チニ 天皇ノ統帥ニ屬シ、其
ノ長官ハ參謀本部ニハ參謀總長ト云ヒ、海軍
軍令部ニハ海軍々令部長ト云ヒ共ニ大將又
ハ中將ヲ以テ之ニ補ス。又 天皇陛下ノ軍務
ヲ諮問シ給フ府ヲ元帥府ト云ヒ、此ニ列セラ
ル、陸海軍大將ニハ特ニ元帥ノ稱號ヲ賜フ。

第二十一課 文武ノ學制

諸子ノ知ル如ク、小學校ハ國民タルニ必要ナ
ル學科ヲ授クル所ニシテ、尋常高等ノ二ツニ
分タル。尋常小學校ヲ卒業シテ、猶修學ノ志ア
ルモノハ高等小學校ニ入ル。
高等小學二學年ヲ卒業セシモノハ、中學校ニ
入ルコトヲ得。中學校ハ、實業ニ就カント欲ス
ルモノ、又ハ猶進ミテ、高等ナル學校ニ入ラシ
ト欲スルモノノ爲メニ、稍高等ナル普通學ヲ
授クル所ナリ。

專門
理論
應用

中學校ヲ卒業シタルモノハ、高等學校ニ入ルコトヲ得ベシ。高等學校ハ、專門ノ學ヲ授クル所ニシテ、醫學部、法學部、工學部等ノ設アリ。猶又大學校ニ入ルモノノ爲メニ、豫備ノ學科ヲモ設ケタリ。高等學校ハ、其ノ數七個ニシテ、東京、京都、仙臺、金澤、熊本、山口、岡山ニアリ。大學ハ、各專門學ノ高尚ナル理論及ビ應用ヲ教フル所ニシテ、分科大學ト大學院トアリ。分科大學ハ、法科、醫科、工科、文科、理科、農科ノ諸大

蘊奧

學ニシテ、其ノ卒業生ノ大學院ニ入り、更に學術ノ蘊奧ヲ究メ、試験ヲ經タルモノハ、博士ノ學位ヲ授ケラル。

養生

高等師範學校、女子高等師範學校ハ、師範學校中學校及ビ高等女學校ノ教員ヲ養生スル所ニシテ、東京ニ各一校ヲ設ケラル。師範學校ハ小學校ノ教員ヲ養生スル所ニシテ、北海道廳及ビ各府縣ニ、一校又ハ數校ヲ設ケラル。

其ノ他工業學校、商業學校、商船學校、農業學校

等、各専門ノ學科ヲ授クル所アリ。又高等女學校アリテ、女子ノ爲メニ稍高等ナル普通學ヲ教フ。

忠勇ノ軍隊アリト雖モ、良將アルニ非ザレバ、功ヲ建テ、以テ國威ヲ耀カスニ足ラズ。諺ニモ、
良將ノ下ニ、弱卒ナシ。ト云ヘリ。故ニ陸軍ニ於テハ、大ニ將帥ノ養成ニ力ヲ用ヒ、最モ適當ナル士官候補生ヲ得ンガ爲メニ、幼年學校ヲ設ケ、普通學ヲ授クル旁テ、軍人ニ適スル教育ヲ

將帥

施シテ、士官學校ニ入ラシム。又參謀將校ノ如キ、兵學ニ深キ士ヲ得ンガ爲メニ、陸軍大學校ヲ置キ、士官ヲ選抜シテ之ニ入レ、以テ兵學ノ蘊奧ヲ究メシム。

又各國共ニ兵術兵器日ヲ追ヒテ精巧ニ赴クヲ以テ、之ヲ普及シテ、世界ノ進歩ニ後レザラシガ爲メニ、東京戸山ニ一ノ學校ヲ設ケテ、將校下士ヲ入レ、傳習終リテ、各所屬ノ隊ニ之ヲ傳ヘシム。以上ハ陸軍ノ本幹ヲ養成スルノ大

略ナリ。海軍ニ於テモ、亦海兵團ヲ置キテ、下士卒ヲ養成シ、兵學校ヲ設ケテ、士官ヲ入レ、以テ兵學ヲ研究セシムルコト、陸軍ニ異ナルコトナシ。

此ノ如ク、文ハ以テ人智ヲ開キ、武ハ以テ兵ヲ強クシ、所謂富國強兵萬國對立ノ道、一ニ教育ニ存ス。吾等國民タルモノ、勦メザルベケンヤ。

第二十二課 租稅

市町村ニハ、市町村ノ入費アリ。府縣ニハ府縣

對立
勦

ノ入費アリ。國ニハ、國ノ入費アリ。故ニ國民タルモノ、各分ニ應ジ、業ニ從ヒテ、租稅ヲ納ム。此ノ入費ニ充ツベキハ、勿論ノ事ナリ。租稅ニハ、種々ノ名アリ。人若シ田畑山林宅地等ヲ所有セバ、土地臺帳ニ記載セル地價ノ多少ニ應ジテ、税金ヲ納メザルベカラズ、是即チ地租ナリ。又商業工業ヲ營ムモノハ、其ノ資本金額、若シクハ賣上金額等ノ多寡ニ應ジテ、税金ヲ納メザル可ラズ、是即チ營業稅ナリ。又一箇年三百

圓以上ノ所得アルモノハ、其ノ所得高ノ多少ニ應ジテ税金ヲ納メザルベカラズ。是即チ所得税ナリ。又證書手形及ビ帳簿等ヲ作ル時ハ、其ノ種類ニヨリテ、税トシテ、相當ノ印紙ヲ貼付セザルベカラズ。是即チ印紙税ナリ。其ノ他酒類ヲ釀造スルモノハ、酒造税ヲ納ムベク、醬油ヲ製スルモノハ、醬油税ヲ納ムベク、賣藥品ヲ商フモノハ、賣藥税ヲ納ムベシ。此等ノ諸税ヲ名ケテ國税ト云フ。登録税關稅鑛業税等モ、

釀造

亦皆國税ナリ。政府ハ是等ノ國税ヲ以テ全國一般ニ係ル公ノ費用ヲ支辨ス。次ニ、其ノ住居スル府縣ニ對シテ、地租ニ割付ケタル税、戸數ニ割付ケタル税、及ビ種々ノ雜税ヲ納メザルベカラズ。此等ノ地租割、戸數割、雜種税等ヲ總ベテ府縣税ト名ヅク。府縣廳ハ之ヲ以テ其ノ府縣限ノ土木衛生警察教育郡役所費、府縣會費等ヲ支辨ス。我等ノ住居スル市町村ニハ、市町村立小學校

ア、市町村役場アリ、市町村會ヲ開クコトアリ。其ノ他市町村ノ都合ニヨリテ或ハ川ヲ普請シ、或ハ橋ヲ架ケ、或ハ道路ヲ修繕スル等ノ事アリ。是皆我等ノ利益ノ爲メニ費ス所ノ費用ナレバ、我等ハ固ヨリ其ノ費用ヲ拂ハザルベカラズ。

公有
サテ市町村ニハ、大抵市町村公有ノ財産アリ
收入
テ、是ヨリ年々收入アルベク、又其ノ他ニモ多少ノ收入アルベシ。市町村役場ニテハ此ノ收

徴收

入ヲ以テ前ニ述べタル諸費用ヲ支辨シ、尚不足スル時ハ國稅府縣稅ニ附加シテ稅ヲ徴收スルコトアリ。又市町村ノ公事ニ付キ、已ムヲ得ザル必要起ル時ハ、特別稅ヲ徴收スルコトアリ。此等ノ稅ヲ市町村稅ト云フ。
以上國稅府縣稅市町村稅ノ三種ヲ總ベテ、租稅トハ云フナリ。

第二十三課 地方自治

明治二十一年四月、市町村制ヲ發布セラレ、市

授受
契約

町村ヲ以テ自治體トナセリ。自治體トハ、恰モ吾人が自家ノ財産ヲ所有シ、之ヲ處分シ、他人ト契約ヲ結ブ權利ヲ得及ビ之ニ對スル義務ヲ負フが如ク、其ノ區域内ノ事ニ關シテハ、自ラ獨立シテ、行爲スルヲ謂フナリ。

執行

抑、自治體ハ、各自獨立ノ機關アリテ、其ノ意思ヲ發表シ、又自ラ之ヲ執行スルモノナリ。然レドモ自治體ナルモノハ、固ヨリ國ノ一部分ナルヲ以テ、常ニ國家監督ノ下ニ屬スベキハ勿

負擔

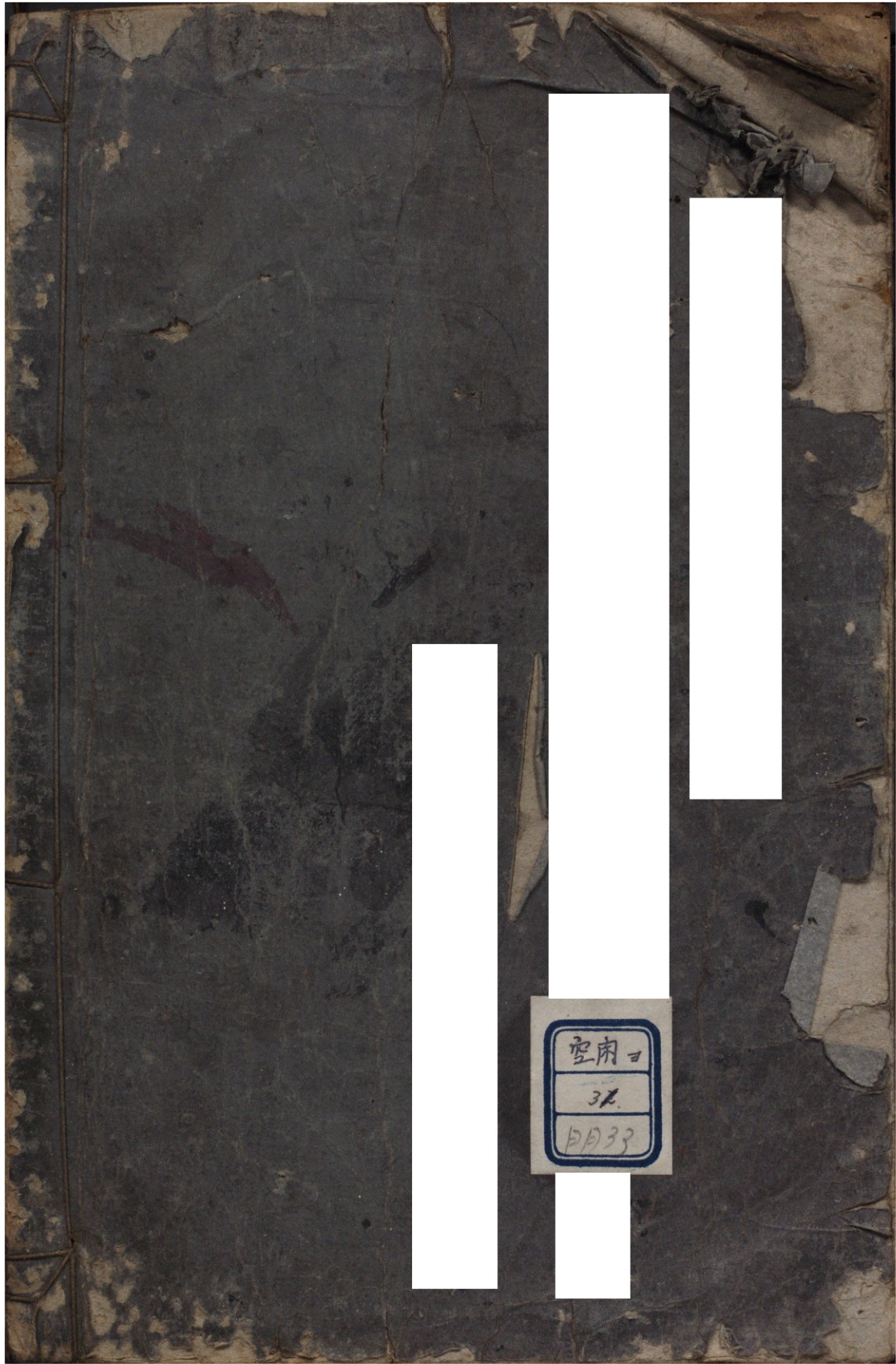
論其ノ機關ニ至リテモ、亦皆國法ニ定ムル所ニ依リテ組織セラル。斯ク自治ノ制ヲ施サレシガ故ニ、凡ソ一市町村内ニ住居セルモノハ、總ベテ其ノ市町村住民トシテ、公共ノ營造物、並ニ市町村有ノ財産ヲ共用スルノ權利ヲ有シ、及ビ市町村ノ負擔ヲ分任スルノ義務ヲ負フコト勿論ナリ。凡ソ帝國臣民ニシテ、二年以上市町村ノ住民トナリ、其ノ市町村ノ負擔ヲ分任シ、及ビ其ノ市町村内ニ於テ地租ヲ納ム

若シクハ直接國稅、年額二圓以上ヲ納ムルモノハ、其ノ市町村ノ公民トス。而シテ市町村公民ハ、市町村ノ選舉ニ與リ、又市町村ノ名譽職ニ舉ゲラル、權利アリ。

市町村歳入歳出ノ豫算ヲ定メ、市町村有ノ財産及ビ營造物ノ管理方法ヲ定メ、其ノ他市町村ノ自治ニ關スル重要ノ事項ヲ議決スルガ爲メ、市町村會ヲ開ク。而シテ市町村會ノ議員ハ、即チ公民ノ選舉スル所ナリ。

市町村ノ行政事務ヲ擔任スルガ爲メ、市ニハ市長助役及ビ名譽職參事會員ヨリ成レル參事會ヲ置キ、町村ニハ、町村長助役ヲ置ク。

市長ハ市會ノ選舉スル所ニシテ、上奏裁可ノ上、職ニ就キ、助役モ亦市會ノ選舉ニヨリ府縣知事ノ認可ヲ得テ就職シ、名譽職參事會員ハ、其ノ市ノ三十歳以上ノ公民中ヨリ、之ヲ選舉スルモノトス。又町村長及ビ助役ハ、町村會ニ於テ、其ノ町村ノ三十歳以上ノ公民中ヨリ選



空内
31
P133